

電気通信事業法第27条の3不適合契約(既往契約)の早期解消に向けた制度整備の状況

令和4年1月18日 事務局

既往契約の早期解消に向けた取組の方針(案)

既往契約の種類に応じて、その解消の進捗状況や囲い込み効果の程度、また、利用者への影響にも配慮しつつ、既往契約の 早期解消に向けたスケジュールを定めた上で、事業者に対し、既往契約をできる限り早期に解消するための積極的な取組を求める。

	概要		解消状況 (R3.9末時点の 残存割合)	囲い込み効果に ついての指摘等	解消による 利用者への 影響	解消時期に ついての考え方	総務省・事業者に おける対応				
不適合利益提供等	①旧端末購入プログラム (回線契約条件の 割賦代金残債免除)		D:— K·S計:55.8%	2年前 (改正法施行時) から指摘	なし	早急に解消	[総務省] R3.9.17 各社に解消を要請 [事業者] 年度内 KDDI・ソフトバンクが解消予定				
※更新不可	②端末購入を条件とする 通信料金割引		3社計:9.5%	(改正法 不適合)	あり (値上げ)	更新不可のため、 令和5年9月末までに 自然解消	_				
	③2年超の契約期間		D:- K·S計:38.4%	(改正法 不適合)	なし	A To F (「総務省」 ①令和5年末をもって特例廃止 ②不適合拘束条件を適合させる 変更に限り認める制度的措置 [事業者] ②を活用し、解消に取り組むべき ※契約期間(更新)の撤廃については 一定の制約あり(別紙参照) 				
<mark>不適合拘束条件</mark> <mark>※特例により</mark> 同一条件での 更新可能	④-1 違約金1,000円超		3社計:37.4%	(改正法 不適合)	なし	令和5年末までに解消 令和6年以降は 更新不可					
	④ −2 9,500円		留保(ドコモ)	2年前 (改正法施行時) から指摘	なし	早急に解消	[総務省] R3.9.17 ドコモに解消を要請 [事業者] R3.10.1 ドコモが解消				
	⑤その他 条件	⑤-1 利用者不利		(改正法 不適合)	なし	令和5年末までに解消 令和6年以降は	「総務省] 上記①+② [事業者] 上記②を活用し、 解消に取り組むべき				
		⑤-2 利用者有利 ⑤-3 契約期間(更新)なし			あり (値上げ)	制度的に解消は困難	<mark>「総務省] 上記①+②</mark> 「事業者] 上記②を活用し、 解消することが望ましい				
⑥ 3Gのみ契約 3社計:43.09			3社計:43.0%	_	あり (端末買換、 SIM交換)	(上記解消時期及び①に関わらず) 各社3Gサービスの終了までに解消					

既往契約の早期解消に向けた電気通信事業法施行規則等の一部改正

既往契約の早期解消に向けた取組の方針を踏まえ、情報通信行政・郵政行政審議会に「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する 省令案」を諮問、答申を受領(下記太字が主な改正箇所)。今後、速やかに改正手続を実施。

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(令和元年九月六日総務省令第三十八号)附則

(移動電気通信役務についての規定の適用に関する特例)

- 第三条 改正法による改正後の電気通信事業法(次項において「新法」という。)第二十七 条の三第一項の規定に基づき指定された電気通信事業者が次に掲げる行為に際して約し、 又は約させる料金その他の提供条件については、当分の間、新施行規則第二十二条の二の 十七の規定は、適用しない。
 - 一 施行日の前日(第四項の移動電気通信役務にあっては、令和元年十二月三十一日。以下この項において同じ。)において現に締結されている移動電気通信役務の提供に関する契約(以下この項において「旧契約」という。)の一部の変更(次に掲げるものに限る。)又は更新(施行日の前日における当該旧契約の提供条件(ロの規定による変更後のものを含む。)において更新することができることとされている範囲内で同一の条件で行うものに限る。)に関する契約の締結
 - イ 施行日の前日における当該旧契約の提供条件(ロの規定による変更後のものを含む。)において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で利用者からの申出により行う変更
 - ロ 施行日の前日における当該旧契約の提供条件のうち新施行規則第二十二条の二の十七各号のいずれかに該当するものを改めるために行う変更(当該変更後も当該旧契約の提供条件に同条各号のいずれかに該当するものがある場合において、当該旧契約の更新の機会を失わせるものその他当該旧契約の解除を行うことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものを除く。)
 - 二 第三世代携帯電話サービス(電気通信事業法施行規則様式第四に規定する三・九一四世代移動通信システム又は第五世代移動通信システムを使用するもの以外の携帯電話サービスをいう。)の提供に関する契約(その提供条件が施行日の前日に提供されていた契約の提供条件と同一のもの(この号の規定による変更後のものを含む。)に限る。)の締結及び当該契約の提供条件のうち新施行規則第二十二条の二の十七各号のいずれかに該当するものを改めるために行う変更(当該変更後も当該契約の提供条件に同条各号のいずれかに該当するものがある場合において、当該契約の更新の機会を失わせるものその他当該契約の解除を行うことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものを除く。)に関する契約の締結
- 2 略
- 3 第一項の規定(同項第一号に規定する旧契約の更新に係る部分に限る。)は、令和六年一 月一日までに廃止するものとする。

4 略

<2関係>

<u>不適合拘束条件を個別に適合させる(改める)ために</u> 行う変更を新たに認めるもの。

<②関係>

不適合拘束条件を個別に適合させる変更であっても、 他の不適合拘束条件を残したまま既往契約の更新の 機会をなくす(契約期間(更新)を撤廃する)変更は 認めないこととするもの。

<2関係>

上記のほか、<u>行き過ぎた囲い込みの禁止の趣旨に</u> <u>反するような潜脱的な変更が行われることを防止</u>する ために規定するもの。

※具体的な事例に応じ、「電気通信事業法第27条の3等の 運用に関するガイドライン」で考え方を明確化。)

<②関係>

3Gのみ契約についても、上記3点と同様の規定整備を 行うもの。

<①関係>

「当分の間」の経過措置として認められている、

既往契約の「更新」に係る特例(3Gのみ契約に係る部分を除く)を令和5年末をもって廃止する方針を規定するもの。

(廃止のための省令改正は別途実施)

令和3年11月9日

競争ルールの検証に関するWG(第24回)

:既往契約の早期解消に向けた取組の方針のご説明

同19日

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会(第117回)

:「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案」の諮問

(省令案に関する意見募集の実施)

令和4年1月14日

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会(第119回)

:「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案」の答申

同18日

競争ル―ルの検証に関するWG(第25回)

: 既往契約の早期解消に向けた制度整備の状況のご説明

「電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン」改正案に関する意見募集の実施

~2月初旬

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令」の官報掲載(同日公布・施行)

ソフトバンクが全ての契約の違約金を撤廃予定

3月中

2月1日

「電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン」改正予定

同月末頃|ソフトバンクが旧端末購入プログラムの回線契約継続条件を撤廃予定

4月1日

KDDIが ①全ての契約の違約金 ②旧端末購入プログラムの回線契約継続条件 を撤廃予定

- 「電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン」について、①既往契約の早期解消に向けた省令改正や、②「競争ルールの検証に関する報告書2021」での提言、③不適正事案等を踏まえた改正を予定。
- ▶ 本年1月18日から2月16日まで意見募集を実施。主な改正事項は以下のとおり。

① 既往契約の早期解消に向けた省令改正事項の解釈等の追記

- 既往契約の不適合拘束条件を個別に適合させる変更について、具体例とともに解釈を記載。
- また、潜脱防止のため、受付を終了した役務の契約を変更し、受付中の役務の契約よりも有利とすること(例:既往契約の過度な継続割の解消と同時に、月額料金を同額分引下げ)は、事業法第29条に基づく是正対象となり得る旨を明確化。
- 既往契約(3G契約を除く)の更新に関する特例を令和6年1月1日までに廃止する方針についても記載。

② ガイドラインの解釈に関する共有手続の策定

• 「競争ルールの検証に関する報告書2021」での提言を踏まえ、ガイドラインの解釈に関する事業者からの質問及びその回答内容を、総務省から規律の適用を受ける全事業者に対し共有する手続を策定。共有した事項はガイドライン改正時に反映。

「参考」競争ルールの検証に関する報告書 2021 (抄)

第2章 モバイル市場の競争環境に関する検証 2. 事業法第27条の3の執行の状況 (1) 事業法第27条の3の違反事例等 ③対応の方向性

○ 規律内容の明確化

(前略)また、運用ガイドラインの日々の運用に関して、例えば解釈が困難と考えられる部分については、各事業者がルールの解釈について 共通の認識を持つことができるよう、<u>総務省において、必要に応じて、運用ガイドラインの規律の趣旨とともに個別の解釈を関係事業者に</u> 周知する等の対応を行うなど、運用面の工夫を行うことも考えられる。

③「新規契約を条件とする利益提供」における「追加的な条件」の考え方の整理

- ガイドラインでは、利益提供について、新規契約者と既存利用者のプラン変更双方を対象としつつ、プラン変更にのみ「追加的な条件」を付すことは、事業法第29条に基づく是正対象となり得る旨を規定。
- <u>上記に沿わない不適正な通信料金の割引が行われた事</u>案の発生(令和3年11月に行政指導を実施)や、<u>解釈に関する事業</u>者からの質問が複数寄せられたことを踏まえ、「追加的な条件」の考え方を明確化、具体例を修正。
- ④ このほか、事業者からの要望・相談等を踏まえた解釈の追記、表現の適正化等を実施

[3]別紙:既往契約の「変更」の考え方

)考え方 参考: 競争WG第24回資料

		[]	43 3 4 54 C		又又 」		
変更前の提供条件(例)			3	<mark>変更</mark> 後の提供条	件(例)	考え方	
プランA]契約期間違約金料金プランB]契約期間料金	5,000円/月 なし	- 不適合(1,000円超) - 不適合(違約金有無 による値差170円超)	プランA]契約期間 違約金料金「プランB]契約期間料金	なし なし 5,000円/月 - なし 6,000円/月◆	←適合 ←適合(違約金有無 によらない値差)	0	・違約金を撤廃・上記により、AB間の値差は 違約金有無によらない値差に転換→不適合拘束条件の全部解消
• 契約期間 違名 • 継続割 (実質		←不適合(1,000円超)←不適合 (月額料金/年が上限)	契約期間 違約金料金 継続割 (実質	なし なし 6,000円/月 ▲ <u>500円/月</u> 5,500円/月)	←適合	0	・違約金を撤廃・継続割を上限額まで引下げ→不適合拘束条件の全部解消
	6,000円/月		契約期間 違約金料金 継続割 (実質	2年 1.000円 6,000円/月 ▲1,500円/月 4,500円/月)	←適合	X→	 違約金を1,000円に引下げ 総続割は変更せず →不適合拘束条件の一部解消 (規制緩和後は可能)
			契約期間 違約金料金 継続割 (実質	<mark>なし</mark> なし 6,000円/月 ▲1.500円/月 4,500円/月)	←適合 ←不適合	×	 ・違約金と契約期間(更新)を撤廃 ・他の不適合拘束条件(継続割)は残存 →不適合拘束条件を適合させる機会 (更新)が失われるため、 契約期間(更新)の撤廃は不可とする
			契約期間 違約金料金継続割	なし なし 4,500円/月 (値下げ) なし	←適合←規律の潜脱に つながる←適合	×	 ・不適合拘束条件(<u>継続割</u>等)を解消 ・料金を値下げ(継続割と同額分) → 不適合拘束条件(継続割)を実質的に存続させる変更であり、規律の潜脱につながるものは不可とする